

# ご契約時の留意事項

記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 約款」に記載していますのでご確認ください。

①②の番号は、**留意・補足事項**の番号に対応しています。

## 1 主契約について

お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払い額	
満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	満期保険金額	
災害死亡給付金①	不慮の事故で180日以内に死亡したとき	既払込保険料の1.1倍の額	
	所定の特定感染症により死亡したとき		
死亡給付金①	災害死亡給付金のお支払いする場合に該当しない事由で死亡したとき	保険料 払込期間中	既払込保険料と 同額
		保険料 払込期間満了後	被保険者が 死亡した日の 積立金相当額②

### 留意・補足事項

- ① 災害死亡給付金・死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。
- ② 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金（将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から必要な金額を積み立てたお金）のことをいいます。

## 2 配当金について

- この保険には、配当金はありません。

## 3 更新について

- この保険には、更新のお取扱いはありません。

## 4 その他留意事項

- 契約日における契約者および被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません。
- 契約者貸付のお取扱いはありません。
- 税務の取扱いについては2017年1月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。